

各市町村立義務教育諸学校長 様

公立学校共済組合島根支部
支部長 野津 建二

資格取得に係る届け出について（通知）

このことについて、令和7年度以降新たに資格を取得する組合員及び被扶養者の資格取得時の手続きについて、下記のとおり変更しますので、その概要及び取り扱いをお知らせします。

については、組合員への周知及び事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、本通知の内容については、令和7年2月20日付で送付予定の「人事異動に伴う事務手続きについて（通知）」に反映します。

記

1 概要

健康保険制度のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に伴い、個人番号を含む加入者情報の速やかな登録が必要となり、また、地方公務員等共済組合法施行規程の一部が改正され、組合員資格取得届書及び被扶養者認定申告書の提出時（認定取り消しの場合を除く）に個人番号を届け出ることが規定されたことから、組合員及び被扶養者の資格取得時の手続きについての取り扱いを変更します。

2 資格取得時に必要となる書類

（ア）組合員

従来の資格取得時に提出が必要であった「組合員資格取得届書」、「給付金等受領口座届出書」、「給付金等受領口座届出書で届け出た通帳等の写し」に加え、「**個人番号届出書【組合員用】（別紙1）***」を提出してください。

（イ）被扶養者

従来の被扶養者認定時に提出が必要であった「被扶養者認定申告書」、「その他必要書類（詳細は福利厚生ハンドブック等を参照）」に加えて、「**個人番号届出書【被扶養者用】（別紙2）***」を提出してください。

※ 個人番号届出書はそれぞれ、組合員資格取得届書及び被扶養者認定申告書の別紙という位置づけです。

※ 従来は地方公共団体情報システム機構から個人番号を取得していたため、基本的には届出書の提出は不要でした。

3 届出書における本人確認（番号確認及び身元確認）について

（ア）組合員

「個人番号届出書【組合員用】」を提出する際には、地方公務員等共済組合法第18条第1項及び番号法第16条の規定に基づき、各所属所において別紙3「本人確認書類」を参考に本人確認（番号確認及び身元確認）を行ってください。（本人確認の方法については、平成28年1月4日付け島教総第618号「教職員の個人番号収集に係る本人確認業務等の委託について（通知）」内の「＜番号法第16条に基づく本人確認の方法＞」を参考にしてください。）

なお、提出時には、本人確認書類の添付は不要です。

（イ）被扶養者

組合員が本人確認を行うため、所属所での本人確認は不要です。

また、提出時には、本人確認書類の添付は不要です。

<裏面に続く>

4 対象者

令和7年4月1日以降に当共済組合の資格を新規に取得する組合員及び被扶養者

- ※ 4月1日採用となる正規職員については、事前に本人から、組合員本人及び被扶養者となることが見込まれる者の「個人番号報告書」及び「本人確認書類」を受領していますので、「個人番号届出書」の提出は不要です。（「個人番号届出書」以外の書類は必要です。）
- ※ 再就職者や転入者等、以前当支部の組合員であった方であっても、「組合員資格取得届書」の提出が必要となる方は「個人番号届出書」の提出が必要です。

5 資格取得関係書類の提出方法について

「個人番号届出書」を含めた書類の送付にあたっては、特定記録郵便か特定記録郵便と同等の漏洩防止策が講じられた手段（簡易書留等）で提出してください。

6 資格取得関係書類の提出期限

(ア)組合員

原則、事実発生日（採用日）から5日以内に提出してください。

- ※ 採用前に、資格取得関係書類等の案内を記載した当共済組合島根支部のホームページを組合員に見てもらい、採用日に必要書類を持参するよう所属所長から本人へ案内することについて、現在、共済組合から県教育委員会に対し依頼中です。

(イ)被扶養者

- 原則、事実発生日（扶養の事実が生じた日）から5日以内に提出してください。
なお、被扶養者認定については、事実発生日から30日以上経過して申告されると、申告日からの認定となります。
- 出生した子を被扶養者認定する場合であって、提出時には個人番号が不明であるときは、「個人番号届出書【被扶養者用】」については、「乳幼児等のため、個人番号が未交付ですので、後日届け出ます。」にチェックを付して提出し、個人番号が交付され次第、「個人番号届出書【被扶養者用】」のみを再度提出してください。
- 認定取消時の「被扶養者取消申告書」についても、原則、事実発生日（扶養の事実を欠くに至った日）から5日以内に提出してください。

7 留意点

- ・ マイナ保険証の保有の有無にかかわらず「個人番号届出書」の提出は必要です。
- ・ この通知に基づく個人番号の届出は、任命権者への届出とは異なりますのでご注意ください。
- ・ 令和7年3月31日までに資格を取得する方については、共済組合から個別に個人番号の報告を求める場合があります。

<問い合わせ先>

公立学校共済組合島根支部短期給付担当

電話：0852-22-5431

FAX：0852-31-9631

Mail：tanki@32shimane.kouritu.or.jp